



憲法集会 沖縄が分かった！ 伊波さんの明快な話 日本人はコウモリ以下か



元沖縄県宜野湾市長伊波洋一さんを迎えての流山憲法集会は5月18日(土)生涯学習センターで開かれ、約200人が驚

きの話に熱心に聞き入りました。映像を交えて淡々と穏やかに語られましたが、事実に基づいてのお話しにみんな納得。終わると大きな拍手が湧き、続いて「今回については会場カンパは丸ごと伊波さんに話したい」との世話人の訴えに76,265円が寄せられました。その後の交流会にも27名の方が参加し、ゆっくり話し合うことが出来ました。

講演内容の録音があります。ご希望の方にはカンパ含め500円でお分けします。

伊波さんのお話 憲法の9条は空気のように、あるうちはそのありがたさがわからない。韓国はベトナム戦争に派兵して、5000人近い兵士が亡くなった。米軍は日本にも要請したかったが、これを阻んだのが憲法の9条であった。



■**したい放題の米軍**：米軍は日本にいる限り何の規制もなく、沖縄の空は実は米軍の空だ。普天間飛行場も「日本の航空法による飛行場ではない」ので日本の飛行機は降りられない。そして飛行場ではないので日本政府は何の安全対策もしていない。米軍は自国の国内法で義務付けられている飛行法に基づいて活動し、これは米国外においても適用されるので米軍機は米軍住宅の上は避けるし、保護の必要な野生動物の上では訓練しない。だが、日米安保条約によって、在日米軍には日本の航空法は適用しないとしたため、県民の住宅や学校の上は飛ぶのだ。

ハワイのアセスでは、着陸地帯の緩衝地帯がコウ

モリの巣であったため、オスプレイは飛べないとしているのに、沖縄では問題にせず、やりたい放題。

■戦後67年、米軍は米国が戦争するために日本を利用してきたが、日本を守ったことはない。

安倍内閣が4月28日を「主権回復の日」としたが、沖縄では「講和条約」で「日本から切り離された日」であり、屈辱の日である。事実、講和条約後、海兵隊を移すため、住民の目前でブルドーザを使い畑をつぶし、民家を焼いて強制撤去し基地を拡大した。

・1972年日本国憲法の下に祖国復帰しても基地はそのままだった。しかも1959年の砂川事件での田中耕太郎最高裁長官は予め米国と会談して約束し「外国の軍隊は憲法第9条にいう戦力にあたらぬから米軍の駐留は憲法に違反しない」と判決し、基地問題は憲法判断から外した。沖縄で起きていることは日本全国どこでも起こりうるのだ。

■日本の0.6%の面積の沖縄に、在日米軍基地の74%が押しつけられており、沖縄本島の18%が基地であるが、米軍関係からの収入は収入全体の5%程度で、決して基地経済で沖縄が成り立っているのではない。

■**普天間飛行場**は、住宅の中に飛行場がある。米国法で滑走路の端から4.5kmはクリアゾーンとして設定され、住宅・学校・病院・集会場等はあってはならず、海外においても守られねばならない基準だ。だが、普天間飛行場では、学校、病院、保育所が18ヶ所、住宅が800戸。違反を日本政府は問題にすらしない。日本との間にはたくさんの密約があり、米国内への報告と実態とでは大きな違いがある。1996年以降は日本に調査さえさせなくなった。

■**米軍の約束違反** 日米政府は騒音規制や飛行経路見直しなど何度も合意しているが守られてはいない。にもかかわらず、日本政府の調査結果の発表では「今回の調査結果からは場周経路飛行はおおむね守られていると考える」と米軍の約束違反を弁護。

■日本政府は“米国に恩を売り”これからもアメリカが日本を守ってくれると信じたがっている。しかしエア・シー・バトル構想などでアメリカ(裏面へ)

